

議案第59号

木津川市研究開発地区建築条例及び木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

木津川市研究開発地区建築条例（平成19年木津川市条例第179号）及び木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年木津川市条例第181号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

相楽リサーチパーク地区のまちづくりの方向性に沿うよう土地利用等を規制・誘導していくために、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市研究開発地区建築条例及び木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

(木津川市研究開発地区建築条例の一部改正)

第1条 木津川市研究開発地区建築条例（平成19年木津川市条例第179号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="264 608 656 671">研究開発地区の名称</th><th data-bbox="656 608 1070 671">区域</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="264 671 656 735">(略)</td><td data-bbox="656 671 1070 735"></td></tr><tr><td data-bbox="264 735 656 1177">相楽リサーチパーク研究開発地区</td><td data-bbox="656 735 1070 1177">都市計画法第20条第1項の規定により告示された相楽都市計画相楽リサーチパーク地区計画のうち、<u>文化</u> <u>学術研究ゾーン（A）</u>に定められた区域 約9.3ha</td></tr><tr><td data-bbox="264 1177 656 1241">(略)</td><td data-bbox="656 1177 1070 1241"></td></tr></tbody></table>	研究開発地区の名称	区域	(略)		相楽リサーチパーク研究開発地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された相楽都市計画相楽リサーチパーク地区計画のうち、 <u>文化</u> <u>学術研究ゾーン（A）</u> に定められた区域 約9.3ha	(略)		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1144 608 1536 671">研究開発地区の名称</th><th data-bbox="1536 608 1951 671">区域</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1144 671 1536 735">(略)</td><td data-bbox="1536 671 1951 735"></td></tr><tr><td data-bbox="1144 735 1536 1177">相楽リサーチパーク研究開発地区</td><td data-bbox="1536 735 1951 1177">都市計画法第20条第1項の規定により告示された相楽都市計画相楽リサーチパーク地区計画の定められた区域 約9.3ha</td></tr><tr><td data-bbox="1144 1177 1536 1241">(略)</td><td data-bbox="1536 1177 1951 1241"></td></tr></tbody></table>	研究開発地区の名称	区域	(略)		相楽リサーチパーク研究開発地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された相楽都市計画相楽リサーチパーク地区計画の定められた区域 約9.3ha	(略)	
研究開発地区の名称	区域																
(略)																	
相楽リサーチパーク研究開発地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された相楽都市計画相楽リサーチパーク地区計画のうち、 <u>文化</u> <u>学術研究ゾーン（A）</u> に定められた区域 約9.3ha																
(略)																	
研究開発地区の名称	区域																
(略)																	
相楽リサーチパーク研究開発地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された相楽都市計画相楽リサーチパーク地区計画の定められた区域 約9.3ha																
(略)																	

(木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年木津川市条例第181号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後									改正前									
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）									別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）									
地区計画区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	地区計画区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	
整備計画区域の名称	建築物の延べ面積はならない建築物	建築物の物の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の物の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限	整備計画区域の名称	建築物の延べ面積はならない建築物	建築物の物の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限		
(略)									(略)									
相楽文化学 リサーチ ゾーン パーク 地区 整備 計画	—	—	—	—	外壁等の建築物面から道路の各部分（歩行者専用道路を除く。）境界線までの距離は、5メートルを超えないに	建築物の敷地内に設置することができる広告物は、木津川市屋外広告物施行規則第7条に定める基準に該当し、かつ	敷地内に設置することができる広告物は、木津川市屋外広告物施行規則第7条に定める基準に該当し、かつ	道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、次に掲げるものと	道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、次に掲げるものと	二	—	—	—	—	外壁等の建築物面から道路の各部分（歩行者専用道路を除く。）境界線までの距離は、5メートルを超えないに	建築物の敷地内に設置することができる広告物は、木津川市屋外広告物施行規則第7条に定める基準に該当し、かつ	敷地内に設置することができる広告物は、木津川市屋外広告物施行規則第7条に定める基準に該当し、かつ	道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、次に掲げるものと

画 域					<p>一トール以上とする。その他の敷地境界線までの距離は、2メートル以上とする。</p> <p>てはならぬ。ただし、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたものの以下とする。なお、建築基準法施行令第135条の4第1号及び第2号に該当する場合は、これを適用する。</p>	<p>つ、次の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 自己の事業に関するもの</p> <p>(2) 美観風致を害さないもの</p> <p>(3) 1事業所当たり3か所以内となること。</p> <p>(4) 広告塔、立看板その他これらに類するものは、道路境界線から3メートル以上離し、2か所以内となること。</p> <p>(5) 建築物の壁面から突出しないもの</p> <p>(6) 建築物の屋上又は屋根を利用しないもの</p>	<p>(1) 生垣（植込みを含む。）</p> <p>(2) 透視可能な柵（道路等公共用地に接して柵を設置するときは、当該柵と公共用地との間に生垣を設けること。）</p>
文化学 術研究	二	二	二	二	外壁等の 面から道路	敷地内に設置 することができ る宅地部	道路に面 する宅地部

画 域					<p>一トール以上とする。その他の敷地境界線までの距離は、2メートル以上とする。</p> <p>てはならぬ。ただし、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたものの以下とする。なお、建築基準法施行令第135条の4第1号及び第2号に該当する場合は、これを適用する。</p>	<p>つ、次の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 自己の事業に関するもの</p> <p>(2) 美観風致を害さないもの</p> <p>(3) 1事業所当たり3か所以内となること。</p> <p>(4) 広告塔、立看板その他これらに類するものは、道路境界線から3メートル以上離し、2か所以内となること。</p> <p>(5) 建築物の壁面から突出しないもの</p> <p>(6) 建築物の屋上又は屋根を利用しないもの</p>	<p>(1) 生垣（植込みを含む。）</p> <p>(2) 透視可能な柵（道路等公共用地に接して柵を設置するときは、当該柵と公共用地との間に生垣を設けること。）</p>

ゾーン
(B)

(歩行者専用道路を除く。)境界線までの距離は、5メートル以上とする。その他の敷地境界線までの距離は、2メートル以上とする。

る広告物は、木
津川市屋外広告
物施行規則第7
条に定める基準
に該当し、か
つ、次の条件を
すべて満たすも
のとする。
(1) 自己の事
業に関するも
の
(2) 美観風致
を害さないも
の
(3) 1事業所
当たり3か所
以内となるこ
と。
(4) 広告塔、
立看板その他
これらに類す
るものは、道
路境界線から
3メートル以
上離し、2か
所以内となる
こと。
(5) 建築物の
壁面から突出
しないもの
(6) 建築物の
屋上又は屋
根を利用し
ないもの

分の垣又は
柵の構造
は、次に掲
げられたも
のとする。
(1) 生垣
(植込み
を含む。)
(2) 透視
可能な柵
(道路等
公共用地
に接して
柵を設置
するとき
は、当該
柵と公共
用地との
間に生垣
を設ける
こと。)

								<u>ないもの</u>												
(略)										(略)										

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第59号 木津川市研究開発地区建築条例及び木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	
担 当 課	都市計画課 都市計画係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>京都府が定める関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画において、「住宅地ゾーン」から、主として文化学術研究施設や研究開発型産業施設等の立地を図るゾーンとして「文化学術研究ゾーン」に変更があった箇所について、新たに相楽リサーチパーク地区計画の区域に加え、所要の改正を行うものです。</p> <p>既存の地区計画区域を文化学術研究ゾーン（A）とし、新たに旧木津学校給食センター跡地部分を文化学術研究ゾーン（B）、関西電力株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の敷地部分を文化学術研究ゾーン（C）とし、それぞれ周辺環境と調和した良好な街区の形成を図るため、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限について規定するものです。</p> <p>また、木津川市研究開発地区建築条例の対象区域が地区計画の区域と連動した表記となっているため、今回の地区計画の変更に併せて文言の整理を図るものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府協議（都市計画課、文化学術研究都市推進課、山城南土木事務所建築住宅課、同所企画・総務契約課及び同所施設保全課） ・地権者に対する意見照会 ・都市計画変更案に係る説明会、図書の縦覧 ・都市計画審議会（令和6年7月24日）において都市計画変更案を付議 	
市民参加の状況	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>条例改正案の基となる都市計画変更案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木津川市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成19年木津川市条例第167号）に基づく縦覧・意見申出（令和6年5月28日から6月18日まで） ・都市計画法に基づく縦覧・意見申出（令和6年6月25日から7月9日まで） 	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	13 都市基盤
	施策	① 都市環境 I 計画的な土地利用の推進
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画と整合し、よりきめ細やかに土地利用等を規制・誘導することで、周辺環境と調和した良好な街区の形成を図ることができます。</p>	